

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年7月20日(水曜日) 午前8時56分～午前9時51分
場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 匹田 郁
委 員 芝田 英範 委 員 川辺 隆 委 員 匹田久美子
委 員 大塚 州章

オブザーバー

~~議 長 梅田 徳男~~ 副議長 戸匹 映二

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 ~~後藤 秀隆~~ 書記 高橋 悠樹 主査 大井智香子

傍聴者

(な し)

協議事項

- I. 反問権について
 - II. その他
-

午前8時56分 開議

○委員長(内藤康弘)

ただ今から、議会運営委員会を開催いたします。本日の協議事項は反問権についてです。

招集通知と一緒に事前に資料をお送りしておりますので、本日は皆さんより、ご意見をお伺いし、今後の議会運営に向けて、意見集約をしていきたいと思っております。なお、このあと建設産業と教育民生の部会がありますので、限られた時間の中ではありますが、よろしくお願い致します。はじめに、事務局より資料の概要について、説明をお願いします。

(事務局説明)

○委員長(内藤康弘)

それでは皆様方にご意見を承りたいと思っております。順番に行こうと思っています。

①の反問権を行使する対象なんですが、この内容でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(内藤康弘)

②の反問を行使できる者。これはどうでしょうか。

○委員(川辺 隆)

ここの全てというのは、全ての職員、説明者まで含めるんですか。それとも、市長、副市長、政策監、課長まで、どちらですか。

○委員長(内藤康弘)

私の認識では答弁者ということで、答弁する側の方と認識しておりますが、どうでしょうか。

○委員(川辺 隆)

答弁はいろんな職員が、場合によって出てきてする場合があるんですけども。反問権そのものは多分大変重たい権利になってくると思います。議員が、職員のほうから反問、またその説明を求められるということは、それだけの内容になりますので、市長、副市長、政策監、もしくは各担当課の課長までとしたほうが、よろしいんじゃないでしょうか。

○委員(匹田久美子)

課長代理は含めないということですか。文字どおり課長の代理なので、課長とみなして許可することは構わないと私は思います。

○委員(芝田英範)

本会議の場合、課長代理は答弁しない。だから、委員会の時に課長代理まで含めるかということで考えれば良いんじゃないかな。反問権はやはり大変重いものですから、課長代理まで入れないで、本会議も委員会も課長までで良いと思います。

○委員(匹田 郁)

反問権は使うことが出来ないんじゃないかと思うんですよ。やはり管理職でラインを引くんであれば、もう課長までで良いんじゃないでしょうか。そのほうが課長代理が休憩をとって、課長にそこを聞いてくださいと。組織ですので、きちんとそういう流れを考えたときに、課長までで良いんじゃないかと思っております。

○委員(大塚州章)

基本的には課長までで良いと思います。課長が欠席したときは、特例で課長代理が答弁する。または、その上の政策監がその場にいれば答弁する。どちらが出るのか、その辺りを想定しておけば良いと思います。

○委員長(内藤康弘)

本会議については、課長代理が答弁というのはなかなか考えづらいと思います。政策監等がありますので。委員会の場合、今、大塚委員が言われたように、課長等が欠席の場合があるかと思います。そのときは、課長代理でよろしいかと思いますがどうでしょうか。

○委員(川辺 隆)

大塚委員の発言によると、欠席した場合は、特例として課長代理を認めるか、もしくはその上の政策監が、答弁また反問権を行使するという話で、課長以上ということになれば、政策監はそもそも、その問題を分かっておかないといけないと私は思うんです。別に課長代理を排除するわけじゃないんですけども、その上の政策監が、課長が欠席の場合の代理ということにしたほうが、これ芝田委員もおっしゃいましたけど、これ多分大変重たい権利なんで、あまり対象者を下げないほうが良いかと思います。

ただ、先般の6月定例会で、2名参事の方が答弁に立ちました。課長の代わりに立ったんでしょうけども、そういう場合を除いて、今回の行使に関しては、課長級もしくは政策監が責任を持って行うとしたほうが、重みがあると思います。

○委員長(内藤康弘)

課長代理までというご意見もございますが、政策監がその委員会等に入るということでありますので、要するに政策監、課長級までということによろしいですか。

(「はい」の声)

○委員(川辺 隆)

副議長のお考えを聞きたいのですが。

○副議長(戸匹映二)

反問権の内容から見れば、課長以上で良いと考えております。

○委員長(内藤康弘)

それでは②の行使できる者については、課長以上の方ということで統一したいと思いますので、よろしくお願いします。

③反問時間の取り扱いについて。一般質問は60分で行われております。その中で、反問権を使うとすれば、この60分の範囲内に含めるか、あるいは、含めないか。ご意見、お願いしたいと思います。私としては、当初は60分の中に入れてたかどうかと思っていましたが、時間を切って反問はしたらどうかと思っております。

○委員(川辺 隆)

委員長がおっしゃった、時間を区切ってという表現は、反問の時間、持ち時間をセッティ

ングすることは、全然考えていないんですか。じゃないと、これは 1 日反問をやっても良いんですけど。一般質問をする場合も 1 時間フルに使ったり、1 時間を超えて質問される方も実際いました。その中で、ある程度の委員長がおっしゃる区切りを、10分以内に反問権を行使するとかにしておかないと、これを延々にやったら大変な問題になる。反問権を行使するのは、よっぽど執行部の意に反したことを、議員が一方的に言った場合です。だから、そこは少し考えたほうが良いんじゃないでしょうか。

○委員(大塚州章)

従来、反問権がない場合。質問が、例えば時間を過ぎたら、議長の裁量でストップされます。今は、必要があれば休憩をとって、こういうことで良いんですかねっていう形でやってる。この辺の時間は、執行部は長時間使ってやるとかは無いんですけど、議員側が長時間やることもあるかもしれない。時間を決めても良いですけど、その辺は議長裁量で少しやっても良いのではないかと思います。これが頻繁に起これば、時間制限も考えないと。ちょっとそこは見てみたいなど。

○委員長(内藤康弘)

今の件は④反問権の回数にも直結するのかなと。④も含めて③と一緒に議論しても良いのかなというふうに思っています。いずれにしても、どうが良いのか、1回やってみないと分からないというところですね。一応、③の反問権の時間の取り扱いについては、一般質問 60 分に含まないということよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(内藤康弘)

④の回数について制限をするかしないかですが。

○委員(大塚州章)

まずは様子を見るのが良いのではないのでしょうか。

○委員長(内藤康弘)

④の回数の制限についても、一応なしということで、様子を見たいと思いますが。

○委員(川辺 隆)

それならば、さっき大塚委員がおっしゃった、議長の裁量によるところを付け加えたほうが良いんじゃないですか。

○委員(大塚州章)

それは、議長になった瞬間に発生しますので。

○委員(川辺 隆)

ここに回数とか時間の制限を入れなければ、一般質問以外のことに関しても含めて、議長の裁量により、制止することがあると。それを付け加えていけば良いのかな。

○委員(大塚州章)

議場では当たり前前のルールだと思いますので、議長が制止をすれば全部止まる。議長

が、これは内容から外れたと思ったら制止をする。例えば、市長の反問権が筋から外れれば、執行部にストップをかける。全部議長の権利でありますので、そこは議長に、勉強していただきながら頑張ってもらいたい。

○委員長(内藤康弘)

大塚委員も議長経験ということで、匹田郁前議長もご意見ありましたら。

○委員(匹田 郁)

確かにそういう考え方もあるなと思って聞いていたんですけど。権利をどうするかってなったときに、自分たちでガイドラインを練るか。ある面、そういう裁量権があっても良いのかなと思うけど、やはり不適當だなと思うときには、議会運営委員会に諮って、再検討する。そのためには、ある程度ガイドラインを決めてあげたほうが、使いやすいのかなと。

だから、大塚委員の言うことも分かるけど、私は1問に対して1回、それでお互いが簡潔になっていき、こういう使い方で良いんだなというふうになってくる。そして、おかしければ変更するというほうが、議長が、ここで外れているとか、外れていないとか、なかなか判断が難しいのかなと。そういうときには、議運の委員長なり、あるいは、他の議員がきちんと議場で、挙手によってそれを整理、確認するとかのほうが、使い勝手を考えたときに、裁量ではなかなか厳しいというふうな気もいたします。どっちが良いのかちょっと迷うんで、意見が出せなかったんですけど。初めての権利ですので、ある程度ガイドラインを設けたほうが良いかと思います。

○委員長(内藤康弘)

ありがとうございます。副委員長は要するに回数を決めたほうが良いのではなかろうかということでしょうか。

○委員(匹田 郁)

1回までというようなやり方のほうが、どの段階で使うとか、白黒つけたほうが使いやすいのかなと。

○委員長(内藤康弘)

④については、回数について制限しないと、先ほどの意見集約であったと思いますが、制限したほうが良いんじゃないかというご意見もございます。どうでしょう、皆さんのご意見を再度確認したいと思います。

○委員(匹田久美子)

私は制限をしないほうが良いんじゃないかという考えで、議員はそれぞれやっぱり信念を持って質問をして、答弁者は質問の意図をなるべく正確に酌み取って、自分たちの施策なり方向性を答えようとしてくださるわけで、例えば1回のやりとりで、それが明らかにならないこともあるでしょうし、最初から制限をつけるのではなくて、大塚委員がおっしゃるように、様子を見ながら、必要があれば、そういう制限を設けていくということもあるかもしれないですけど、最初からあまり制限しないほうが、自由な討議に繋がるんじゃないかと思いま

す。

○委員長(内藤康弘)

匹田久美子委員は制限しないということでございます。他にご意見ございますか。この中身については、一般質問についてのやりとりを想定したら良いかなというふうに思っております。委員会もあるんですが、委員会に関しては、副委員長の先ほどの言葉を借りれば、裁量ということになるんですけども。一般質問に限り、ヒアリング等がございますんで、そこまで云々ということは、あんまり考えられないというふうに、個人的に思っておりますが。制限しないという匹田久美子委員のご意見でしたが、他に皆さんのご意見がございましたら。副議長、ご意見をお願いしたいと思います。

○副議長(戸匹映二)

他市の状況とか事務局のほうで分かりますか。制限しているかとか。

◎書記(高橋悠樹)

他市の状況についてですが。反問権というのが、質問の趣旨を明確にして、争点を明らかにして、やりとりをするということを目的にしており、そういう前提がありますことから、こちらで見ると、制限しない場合が多いというふうに思っております。もちろん、その市議会によっての判断になりますので、制限を設けることが悪いというわけではないですけど、反問権の目的から、制限を設けないところのほうが多いように見ております。あと、県内は反問権行使の実績があるところは、調べた限りですと別府市議会以外に、あまり見当たらないというのが現状でございます。

○委員(川辺 隆)

そもそも、この反問権というのは、その一つの質問に対して、これ4つ質問があつたり、5つ質問があつたら、全部反問できるんでしょ。回数制限はそもそもできないのではないんですか。質問の数によって、多分回数制限は、ルール上はできないと思うんですが、委員長どうでしょうか。

○委員長(内藤康弘)

私の認識で言わせてもらいますと、1問につき何回までと制限をつければ。

○委員(川辺 隆)

1問につきという言葉が入ってきますよね。

○委員長(内藤康弘)

はい、そういう認識です。副議長、今の事務局の説明でご意見は。

○副議長(戸匹映二)

そうですね。流れからいって同じ質問に3回も4回も反問権を使うということは考えられない。それは、余程、質問者の質問の仕方が悪いという形になってくると思うんで、それはそれでまた問題かなっていうふうには思います。制限をつけるかどうかというのは難しいところですが、そこまで何回もやるような質問というのは、あまり想定はしなくても良いんじゃない

ないかというふうに思います。

○委員長(内藤康弘)

制限するかしないかっていうのは、なかなか難しい問題かなというふうに思っています。想定される部分っていうのが、今までなかったものですから、今回は先ほどの③と同じように、副議長からもございましたが、今回は制限しなくていってみようというふうに思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(内藤康弘)

よろしく申し上げます。

○委員(大塚州章)

そのように決めていただいたんですが、匹田郁前議長のおっしゃっていることも、よく分かりますので。議長の裁量をより磨きながら、何かあったときは、すぐ議会運営委員会がフォローするという形をとっていただければ良いかなと思います。

○委員長(内藤康弘)

分かりました。貴重なご意見を、大塚委員ありがとうございます。参考にしたいと思えます。それでは、⑤内容の範囲でございしますが、先ほど事務局から説明がありましたように、確認するような場面があるかと思えます。それは反問権とは違うのかなという事でございました。この⑤について、ご意見がある方はどうぞよろしく申し上げます。

○委員(大塚州章)

すみません、事務局に。質問者の考え方を、逆質問と書いていますけど。逆質問というのは、どういう考え方で、この質問を出されたんですかってところまで、聞くっていうことですかね。

◎書記(高橋悠樹)

ここは、非常に難しいところであります。例えば、議員のほうか、市民からこういうことを聞いてというのが、地区からの話なのか、2、3人に聞いた話なのか、1人なのか。どこかの集会での話なのか。これは、どういう根拠から出したのかと問われるような場面が想定されます。この反問権の範囲というのをはっきり定められないところが、非常に難しく、そのガイドラインとかを、なかなか作り上げられていないという話を他の市議会からも聞いております。

○委員(大塚州章)

ありがとうございました。これを聞いたのは、逆質問という言葉が引っかかったので、先ほど事務局の話では、この反問権の趣旨っていうのは、質問の趣旨を明らかにして、争点をしっかりと明らかにしてやると。明確な答弁が出来るようにするのが目的だとおっしゃっていたので、この趣旨や内容の確認、または質問の現状の確認ということで、逆質問というこの文言は避けたほうが良いのかなと。どうでしょうか、局長。

◎局長(林 昌英)

この反問権の内容の範囲、凄く難しいと思います。これを執行部に伝えるにしても、ある程度、具体的な事例とかを伝えないと、なかなか考え方とか、どういうことまでとか、執行部からも質問が来ると思うんで、その辺を明確にするのであれば、具体的な例を上げてもらって、先ほど言った、質問を聞き取れなかったとかいうのは、休憩を取ってもらって、その内容を聞く程度でいいものなのかどうかということですよ。今、書記が言ったように、何の数字か分からないような根拠、どこの数字を持って来ているのか分からないようなこと。執行部が取りそろえたデータの中身と、議員の質問の内容が食い違っている部分を、確認を取るとかいう形でいえば、根拠ということも反問権の中に入れていく必要はあろうかと考えています。この範囲というのは非常に難しく、事務局でも話したんですけど、反問権にあたる具体的な例を上げていただいたほうが、執行部も分かりやすいです。ここは反問はとらなくて休憩で良いんじゃないかということで、もし議員の中で、そういった例を言って頂ければ、ここはある程度、考え方という形で書いているんですけども、考え方だけだといろいろ解釈のしようがあるので、事例を上げながら、こういう前提ですというようなことを、執行部に伝えられれば一番ありがたいと思います。

○委員(川辺 隆)

今の説明であるならば、質問者の考え方を聞く範囲が広いんで、書いても良いんですけど、この逆という字だけ消したら良いんじゃないですか。逆質問というと、我々も反応してしまうんですけど、質問と言われたら、今の範囲内で使えたほうが良いと思います。

○委員(匹田久美子)

何か同じことばかり言っていますけど。なるべく制限がなく、執行部の側からも何を聞いても良いというふうに、議員も勝手な思い込みとか、勘違いとかいうことも、もちろんあるので。それに対して、何々委員、こうおっしゃいましたけど、どこからその数字を持ってこられましたとか、具体的にはどういう方々がそうおっしゃっていたんですかみたいな。怖いんですけど、それが明らかにされるような、執行部からの質問というものもあって良いんじゃないかなと思います。

○委員(匹田 郁)

この内容とかいうものは、執行部が、どういうときに使うかは分かっていると思う。だから、あまり範囲がどうだとか捉われずに、議場であれ、委員会であれ、執行部として確認事項とかいろいろ含めて、ちゃんと聞きたいというときに、きちんと会議録で載せる、反問権という形で。だから、そう難しく考えなくて良いと思うけども。逆質問という言葉、逆はないのでは。確認、反問などが考えられるというぐらいで良いんじゃないですか。あとは執行部に任せる、こちらが言う話じゃないと基本的に思うんですよ。守備範囲を広くしておけば、それで良いんじゃないですか。

○委員長(内藤康弘)

ありがとうございました。副議長、何かございますか。

○副議長(戸匹映二)

先ほど大塚委員がおっしゃられましたように、要は執行部が、質問に対して、明確な答弁、正確な答弁をするための反問ということで、執行部のほうに伝えていただければ。それができるための反問という考え方で良いんじゃないでしょうか。

○委員長(内藤康弘)

ありがとうございます。内容を精査して、正常なやり取りに持っていくということを前提にした権利ということで理解をして、やっていきたいと思います。よろしくお願いします。それでは最後⑥ですが、反問権の流れです。別途資料で示しております。事務局、何かこれについて説明がありますか。

◎書記(高橋悠樹)

こちらは、一般的な流れということで、今後、反問権を運営していくうえで、決まった内容を反映させて完成させるものですので、本日は参考資料として確認して頂ければ、それでよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(内藤康弘)

ありがとうございます。簡単な流れが、これに示されておりますので、後程、皆さんご覧になっていただきたいというふうに思います。それでは皆様方より意見を、拝聴しましたが、その他、何かございますか。①から⑥に対して。

○委員(川辺 隆)

そもそもこれは、9月定例会から適用を考えてのことですか。

○委員長(内藤康弘)

そうです、議長もそういう意向を示しております。今日の議会運営委員会だけでは、決定できないかと思いますが、9月まで、ちょっと時間がありますので、精査して、皆様方のご意見をまた集約したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(内藤康弘)

本日出ましたご意見を、後ほど集約しまして、必要に応じて、また皆様にお諮りをしたいと思います。ご理解ください。その他、何かありませんか。

○委員(大塚州章)

今回の内容について、全員協議会で反問権について皆さんに説明しておいたほうがいいかもしれませんね。

○委員長(内藤康弘)

それは今から事務局がご説明します。

◎局長(林 昌英)

ご協議いただいた①から⑥の件を、まとめさせていただいて、今の内容でいくと①については、一般質問、議案質疑、委員会での質疑に対して。②は、管理職まで。③については60分には含まない。④反問の回数も制限はしない。⑤については、難しい部分もあるんですけど、基本的には明確な答弁ができるような反問という考え方の中で、そういった根拠も含めて範囲としたい。流れについては、記載しているような次第のスタンスでやっていくということで。こういった内容で、この議会運営委員会の中で決定をいただいておりますので、それを含めて、全議員に全員協議会なり、そういった場面でご説明して、そこで意見を集約していただいて、最終的に9月からできればという考えでいます。よろしく願います。

○委員長(内藤康弘)

ありがとうございます。その他、事務局から何かございますか。

◎局長(林 昌英)

ご意見、ご提言が届きまして。先般も議会の傍聴の件で頂きまして、その後、7月6日付けで投書がっております。内容は、6月の議場での傍聴が出来なかったのは残念だった。あと今回モニター視聴で、101・102会議室で視聴して頂くようにしておりました。ただ、午前中の朝に陽光が室内に差し込んだ関係で、画面がかなり見にくい状態が発生して、急遽モニターを変えたりして、40分程度、見にくい状態が続いたということがございましたので、その部分で視聴がちゃんとできるような環境を整えて欲しいということをおっしゃっております。この件については、議長にも101・102会議室を確認していただきまして、8月の市報にお詫びということで、掲載するようにしております。その他、この方が直接事務局のほうに来た時におっしゃっていたのが、議場で聞いている他の議員さんが、おしゃべりをしていたり、聞く態度が良くなかったりしているように映りました。そういったことも含めて、議員さんにもお伝えしてください。ということで帰られました。これについては、前回も議会傍聴について投書がございまして、同じような形の回答をさせていただいておりますので、この方についても議長、議会運営委員会委員長とも相談させていただきまして、同様の内容を既に回答をさせていただいておりますので、一応ご報告ということで、今回お配りをしております。以上です。

○委員長(内藤康弘)

他は、よろしいでしょうか。1点だけ私から。9月定例会に向けて、傍聴の件とか、ご意見が多々ございます。まだちょっと時期が早いんですが、皆様方の傍聴に対してのご意見を少しだけ聞かせていただきたいというふうに思います。

○委員(川辺 隆)

私は6月定例会前の議会運営委員会でも言いましたけども、市内の市中感染の状況を本当に考えてもらって、この判断をしていただきたいと思います。我々は議会の傍聴を妨

げるようなことはしておりません。あくまで別室を設けて、リモートで傍聴していただいております。しかしながら、議場の中で、コロナの感染が始まった場合、健康な人、また若い体力のある人は、いいんでしょうけども。我々のように、疾患を持っているものは、またその議場において、市民の方が隣同士で座って感染した場合に、それは、由々しき事態だと私は思いますので、しっかり盆明けの市内の感染状況を見て、判断をしていただきたいと思います。

○委員(匹田久美子)

私はもう可能な限り傍聴は許したほうが良いと思うんですけど、十分な対策をしてですね。席も1個ずつ空けるとか、名前の記載や、熱を測ったり、当然のことですけど。ただ、6月定例会で傍聴席に座らせなかったのが、6月より少なくとも状況が良くなっていないと、なかなか傍聴を許可するという判断は、できにくいんだろうなと思っています。

○委員長(内藤康弘)

要するに、感染状況を見ながら判断したほうが良いってことですよ。

○委員(匹田久美子)

はい、その通りです。

○委員(芝田英範)

6月定例会は傍聴を許可していなかったのが、今後も市民の安全を考えて、感染状況をみながら判断したほうが良いと思います。

○委員(大塚州章)

川辺委員と一緒に、基本的には傍聴を妨げることはないんですが。感染という観点から、状況を見ながら、もし傍聴を入れる場合は、きちんと対応しながらやっていく。入れない場合は、その趣旨を明確にして、線引きしたら良いと思います。

○委員(匹田 郁)

私も基本的には皆さんと意見は一緒ですが。あと、議長に申し込んでいるんですが。また定例会前に、中部保健所の方に来ていただいて、今のコロナの感染状況、新しい型も出ていたりしますけど。そういうことを、まず議員がしっかり知ったうえで、順に諮って、やればいいんじゃないかなと思っています。別に傍聴に入ることを、嫌がっているわけでも何でもないんで、そこはできるだけ前向きに考えた中でやっていけばいいんじゃないかなと。もう一つ、これだけは言っておきたいんですが。この方が書いているこの文章の中で、議会として議長として、市報、ホームページ、市民に対して不手際をお詫びするべきではないかと書いていて、モニター云々とありますが。1階の会議室の状況に関しては、一応確認とかをする部署があるはずですよ。そこは一緒に、これは連名で書かないと、最終的に全て不手際は議会にある、議長にあるという考えは、責任を明確化してないんじゃないか。私はそう思うんで、そここのところに議長、その担当課なりをきちんと連名でお詫びをして欲しいと思います。

○副議長(戸匹映二)

最後に事務局にお伺いしますけど。もし、9月定例会も別室というふうになった場合の、会議室の対応とか、その辺の考えはどうなっているのか、お伺いしたい。モニター視聴になった場合。

◎局長(林 昌英)

またモニター視聴ということになれば、当然別室を。今回はちょうど選挙があって、中会議室を今まで使っていたんですが、そこが使えなかったという状況があって、101・102会議室になりました。中会議室の場合は、そういった苦情とかもなかったんですけど、101・102会議室が、そういった状況であるということが想定ができなかったものですから、こういった苦情も出たということでもあります。当然モニター視聴ということになれば、以前借りた中会議室または大会議室を予約して、傍聴という形をとりたいと思っております。

○副議長(戸匹映二)

それをもう想定して、会場確保というのはできないんですか。

◎局長(林 昌英)

日程が決まっていますので、それで確保のほうはできます。

○委員(大塚州章)

先ほど、匹田副委員長が言われたように、モニター室の確認をする時は、担当部署及び課長がしっかりと、確認をするとは思いますが。そこをもう一回一緒に、議長、事務局と担当部署と一緒に確認して大丈夫だというふうに、確認をしっかりすると良いと思うんですけど。

◎局長(林 昌英)

担当部署というのが、これ議会事務局が全て設定をしました。前日に設定をして、モニターの映像も確認をしました。議会等がありますので、その前日の午後とかに設定した時には、綺麗に映っていたものですから、それで確認は取っていたのですが。前日も曇りだったということもあり。午前中の時間帯に光が入って、ブラインドをしていたのですが、そのブラインド越しに光が入って、見えにくかった。朝のそういった状況までは確認が取れていなかった。今回、そういうことになってしまって、それを解消する手立ても考えておりますので、次回からそういうことがないように、しっかり整備をしていきたいと思っております。

○委員(大塚州章)

あと、部屋の清掃についても前日をお願いして、きちんと市民に提供できる部屋という形をお願いいたします。

○委員(匹田 郁)

議会事務局は当日になると議場のほうに集中するんで、この時ばかりは、他の課と話し合っ、モニター室に入って、ちゃんと適正に見られるように確認とか、環境整備、空調の問題も含めて、そういう人を事前をお願いしておく。そうしたほうが、日頃は良いでしょうけ

ども、当日は手が回らないと思うんで。その辺はしっかりと、議会を開いてると同じ目的の中では執行部もスタッフとしては一緒なんで、相互協力をするようにしたほうが良いんじゃないでしょうか。

◎局長(林 昌英)

今、匹田副委員長の言われるように、総務課とも協力体制を。また、モニター視聴ということになれば、そういったことも踏まえて、ちゃんと体制を整えたいと思っております。

○委員長(内藤康弘)

他にご意見ございますか。

(「なし」の声)

○委員長(内藤康弘)

9月定例会に向けて、万全な体制で議会運営をしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で議会運営委員会を終了いたします。

午前9時51分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年7月20日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 内藤康弘